

平成28年9月30日

無担保事業性融資「スペシャルファースト」 の取扱いを開始いたします！

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、無担保事業性融資「スペシャルファースト」の取扱いを下記のとおり開始いたしますのでお知らせします。

本商品は事業を営むみなさまの資金ニーズにスピーディーにお応えし、事業資金として幅広くご利用いただけます。

記

1. 取扱開始日

平成28年10月3日（月）

2. 商品概要

商 品 名	スペシャルファースト
ご利用いただける方	次の①～③の条件をすべて満たす法人及び個人事業主の方。 ①当金庫の定める融資基準を満たしている方。 ②オリックス株式会社の保証を得られる方。 ③当金庫の会員資格のある方。
お 使 い み ち	運転資金および設備資金
ご 融 資 金 額	1 法人：5,000万円以内 1 個人事業主：1,000万円以内
ご 融 資 期 間	7年以内
ご 融 資 利 率	当金庫所定の利率（変動金利型〈新長期プライムレート即時連動型〉あるいは固定金利型）となります。
ご 返 済 方 法	「毎月元金均等返済方式」
貸 付 形 式	証書貸付方式
保 証 人	法人：代表者1名 個人事業主：原則必要ありません
担 保	原則必要ありません。

3. その他

- ・ お申込に際しましては当金庫所定の条件がございます。また、当金庫所定の審査をさせていただいた結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ ローンの詳細い内容、ご返済金額の試算または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店あるいは以下のフリーダイヤルまたはFAXフリーダイヤルまでお問い合わせください。
- ・ 店頭にて説明書をご用意しております。
- ・ 商品についての概要は、次頁をご参照ください。

以上

☆本件に関するお問い合わせは、下記TELまたはFAXまでお願い申し上げます。

○TEL 0120-201-959 または、075-694-2729

【平日（当金庫休業日を除く）9:00～17:00】

○FAX 0120-201-580

※フリーダイヤル（電話）は当金庫営業地区（京都府および滋賀県、大阪府、奈良県）のみ可能です。

スペシャルファースト

(平成28年10月3日現在)

1. 商品名	スペシャルファースト
2. ご利用 いただける方	次の①～③の条件をすべて満たす法人及び個人事業主の方。 ①当金庫の定める融資基準を満たしている方。 ②オリックス株式会社の保証を得られる方。 ③当金庫の会員資格のある方。
3. お使いみち	運転資金および設備資金 ※ただし、新規事業資金、保証協会や保証会社の保証がない当金庫既往融資等の借換資金は除きます。
4. ご融資金額	1 法人：5,000万円以内（100万円以上、10万円単位） 1 個人事業主：1,000万円以内（100万円以上、10万円単位） ※ただし、上記より少ないご融資金額とさせていただく場合もございます。
5. ご融資期間	7年以内（6ヶ月以上） ※ただし、上記より短いご融資期間とさせていただく場合もございます。
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率（変動金利型〈新長期プライムレート即時連動型〉あるいは固定金利型）となります。 ・変動金利型の当初のご融資利率については、ご融資時点の当金庫の「新長期プライムレート」を基準金利として決定いたします。 ・変動金利型のご融資後の利率については、随時、当金庫の「新長期プライムレート」を基準金利として見直し、変更がある場合は、変更日の2週間後の応当曜日以降最初に到来する利払日の翌日から新金利を適用します。
7. ご返済方法	「毎月元金均等返済方式」
8. 貸付形式	証書貸付方式
9. 保証人	法人：代表者1名 個人事業主：原則必要ありません
10. 担保	原則必要ありません。
11. 保証料	・保証会社へ支払う保証料が必要です。（融資利率には含まれていません。） 保証料率 法人：年0.4%～年4.0% 個人事業主：年0.8%～年6.0% ・お支払い方法は一括前払方式です。 保証料一括前払方式 ・・・上記保証料率および保証会社所定の計算式により算出された金額をご融資実行時に一括してお支払いいただきます。 ・期限前に繰上返済をされた場合でも、原則、支払済の保証料は返還されません。
12. 手数料	手数料は必要ありません
13. 苦情処理 措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または相談室（電話・FAX：0120-355-774）へお申し出下さい。 また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ（ http://www.chushin.co.jp ）上のお問い合わせより、インターネット（24時間受付）でも受付をしております。

14. 紛争解決
措置

京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、相談室（電話・FAX：0120-355-774）または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）にお申し出ください。

また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ（<http://www.chushin.co.jp>）をご覧ください。

受付日時は次のとおりです。

問い合わせ先	受付日時	電話番号
京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378
公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249

15. その他

- ・お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ・本申込によって、当金庫からのお借入総額（一部の借入金を除く）が700万円を超える場合には、当金庫の会員となつていただく必要があります。その場合、別途ご融資実行時に出資金（1万円以上）が必要となります。
- ・ローンの詳しい内容、ご返済金額の試算または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959（平日9：00～17：00）またはFAXフリーダイヤル☎0120-201-580（24時間受付）までお問い合わせください。